

## 就業規則の見直しを 「産後パパ育休(出生時育児休業)」が創設されました

育児・介護休業法が改正され、仕事と育児を両立できるよう、10月1日に「産後パパ育休(出生時育児休業)」が創設されるとともに、「育児休業の分割取得」が可能になりました。事業者の皆さまは、雇用環境整備や個別周知、意向確認の措置が義務化されますので、改正のポイントをご確認ください。

### ■「産後パパ育休」および「育児休業」の概要(10月1日以降)

	産後パパ育休 育休とは別に取得可能	育児休業制度
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳)まで
申し出期限	原則休業の2週間前まで	原則1ヵ月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申し出)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可

産後パパ育休などについて  
詳しくはこちら



出典:厚生労働省「育児・介護休業法 改正ポイントのご案内」